

3. 学費の支払いについて

—2025年度新入生—

〈予約採用で給付奨学金の「採用候補者」となっている方及び入学後に多子世帯として申請する方〉

- ・入学手続き時に、すでに入学金及び授業料を納付済みであるため、認定後、入学金及び授業料減免額を返金いたします。

—在学生—

〈既に「高等教育の修学支援制度」を受けている方〉

- ・3月の適格認定（学力）後、確定した区分に応じて授業料を減免し、前期学費を口座振替いたします。
多子世帯に該当するか否かは、JASSOを通じて確認がなされ、該当する場合は、多子世帯相当額の授業料を減免し、口座振替いたします。該当区分については、4月以降に判定結果通知を送付しますのでそちらでご確認ください。
前期学費納付期日は、2025年6月6日です。

〈多子世帯としてこれから申請する方〉

- ・前期学費納付期日（2025年6月6日）に、所定の学費を口座振替いたします。認定後、7月中旬以降を目途に区分に応じた授業料等減免額を返金いたします。
- ・前期学費納付期日までに、学費の納付が難しい場合は、認定結果が下りるまでの間、学費の納付を猶予しますので、本制度申請後に、案内に従って所定の期間内に手続きをとってください。